

京都市強度行動障害者集中的支援促進事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、京都市強度行動障害者支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の施行に関し必要な事項（京都市強度行動障害者集中的支援促進事業に関するものに限る。）を定めるものとする。

(補助対象経費)

第2条 要綱第14条第1項に規定する費用については、広域的支援人材が事業所を訪問等するに際して要した交通費に相当する費用を含めて差し支えないこととする。

(集中的支援が3か月を超えて行われるべき場合の取扱い)

第3条 特定の障害者に関し集中的支援が3か月を超えて行われるべき場合（広域的支援人材が作成した当該特定の障害者に係る集中的支援の実施計画書において、3か月を超えて集中的支援を行うべき旨が示されている場合をいう。）の補助対象経費及び補助金の額の取扱いについては、次項に定める事項を除き、要綱第14条第1項から第4項までに定めるとおりとする。

2 前項の場合においては、要綱第14条第2項第2号に規定する訪問等の回数は、当該実施計画書に基づく集中的支援を通じて、12回を上限とする。

附 則（令和7年5月1日 保健福祉局障害保健福祉推進室長決定）

この要領は、決定の日から施行し、令和7年度分の補助金から適用する。